



厚生労働省

千葉労働局



Press Release

千葉労働局発表
令和4年1月25日

【照会先】千葉労働局 労働基準部 健康安全課
課長 吉田 明生
主任安全専門官 松井 祐介
電話 043-221-4312

報道関係者各位

令和4年4月から電子システムによる石綿事前調査結果の報告制度が始まります

-2月18日までの間、制度開始前のユーザーテストを実施しています-

千葉労働局（局長：江原由明）では、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則の改正により、令和4年4月から一定規模以上の建設物、工作物及び船舶の解体・改修工事を行う際には、石綿の使用の有無にかかわらず、工事開始前に労働基準監督署への電子システム（石綿事前調査結果報告システム）による事前調査結果の報告が新たに義務付けられることについて、広く周知を図っています。

現在、3月に予定している本システムの運用に先立って、実際のシステムを使用して操作に慣れていただくための「ユーザーテスト」を2月18日までの間、実施していますので、事業者の皆様のテストへの積極的なご参加をお待ちしています。

1 石綿事前調査結果報告制度

(1) 報告対象工事（令和4年4月1日以降に着工するもの）

- ①解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ②請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
- ③請負金額が100万円以上の特定の工作物の解体工事・改修工事
- ④総トン数が20トン以上の船舶の解体工事・改修工事

(2) 報告方法

「石綿事前調査結果報告システム」による

2 ユーザーテスト

- (1) 参加者 石綿事前調査結果報告システムを利用予定のすべての方
- (2) 費用 無料
- (3) テスト期間 令和4年2月18日までの間
- (4) URL <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>



【石綿について】

石綿（「アスベスト」とも言います。）は、以前は建築材料として広く使われてきましたが、肺がんや中皮腫などの重大な健康被害の原因となることから、平成18年（2006年）9月から輸入、製造、使用などが禁止されています。しかし、石綿が禁止される以前に着工した建物等には、今なお、石綿含有建材が含まれている可能性があり、解体・改修工事の際には適切に措置しないと石綿が飛散するおそれがあります。その適切な措置を徹底し、健康被害を防ぐため、石綿に関する法令が制定されており、その見直し（法

令の改正) が重ねられています。

【石綿事前調査結果報告システムについて】

建物などの解体・改修工事を行う際には、従来から、石綿含有建材の使用の有無について事前に必ず確認する必要があります。それに加えて改正石綿障害予防規則では、上記1(1)の報告対象工事を行う際には、石綿含有建材の有無の調査結果を所轄労働基準監督署長に報告することが必要になりますが、その報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」により行わなければなりません。また、上記1(1)の報告対象工事のうち①から③の工事については、改正大気汚染防止法により、事前調査の結果を都道府県知事等へも同様に報告することが必要になりますが、「石綿事前調査結果報告システム」では石綿障害予防規則及び大気汚染防止法に基づく報告を同時に行うことができます。

【石綿障害予防規則のその他の改正事項について】

すでに、石綿含有成形品等の除去工事に対する規制強化(令和2年10月施行)、写真等による作業の実施状況の記録(令和3年4月施行)などの事項が順次施行されており、今後は、令和5年10月に、解体・改修工事の前に行う石綿含有の有無の事前調査を行う者に一定の要件を課すことについての施行が予定されています。

詳細は下記の参考資料3をご覧ください。

【参考資料】

- 1 石綿の有無の事前調査結果の報告が施工業者(元請事業者)の義務になります!
- 2 石綿事前調査結果報告システムの運用開始前にユーザーテストを実施します
- 3 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています
- 4 ポスター『その工事、^{アスベスト}「石綿」が含まれていませんか?』(縮小版)

その工事、^{アスベスト}「石綿」が含まれていませんか?

解体工事 内装工事 風呂リフォーム 配管補修 外壁補修 電気設備工事

石綿(アスベスト)の有無の「事前調査結果の報告」が義務化
全ての建築物、特定の工作物の一定規模以上の解体・改修工事は、2022年4月1日竣工の工事から原則全部が報告対象となります。

報告用Webシステムをご利用ください
【石綿事前調査結果報告システム】(2022年3月1日稼働予定)
事業主(元請事業者)は、施工業者(元請事業者)からの依頼で、事業主(元請事業者)の責任で報告を行う必要があります。
報告は、事業主(元請事業者)が行う必要があります。
※報告は、事業主(元請事業者)が行う必要があります。
※報告は、事業主(元請事業者)が行う必要があります。

工事発注者・個人の皆さまへ
事業主(元請事業者)は、施工業者(元請事業者)からの依頼で、事業主(元請事業者)の責任で報告を行う必要があります。
報告は、事業主(元請事業者)が行う必要があります。
※報告は、事業主(元請事業者)が行う必要があります。
※報告は、事業主(元請事業者)が行う必要があります。

石綿事前調査結果報告システム 検索

厚生労働省

アスベスト
石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の
受注者の皆さまへ

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
 - 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
- ※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開予定です。公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます。

※システムの利用にはgビズID（gビズプライムまたはgビズエントリー）が必要です。gビズIDの発行手続きは↓

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検索

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

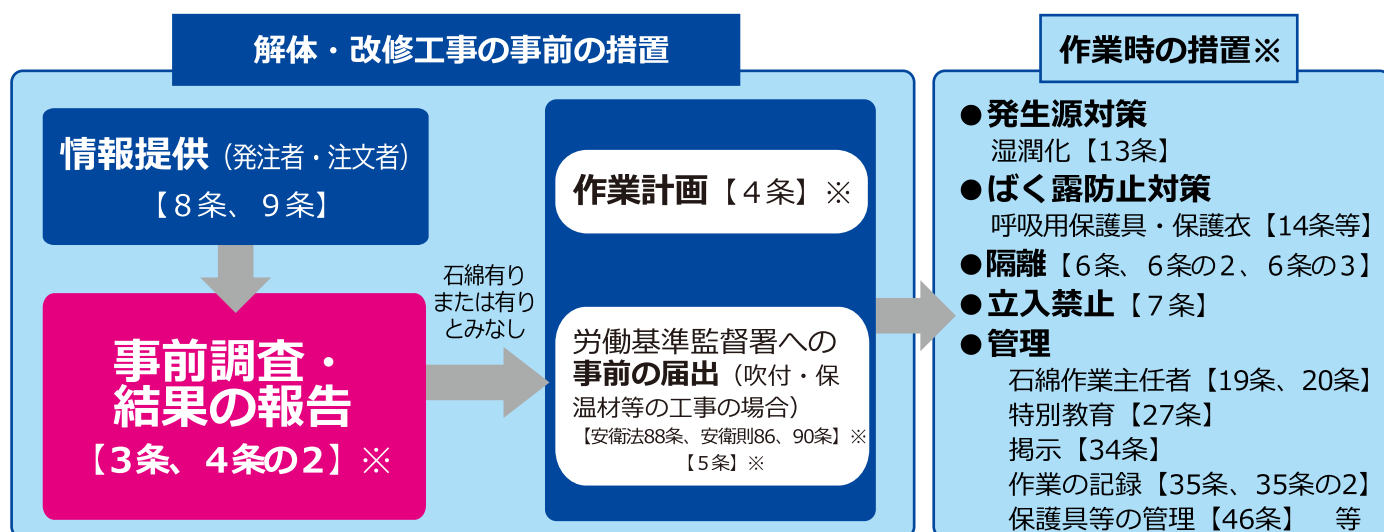
以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修（※1）	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	請負金額が税込100万円以上

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

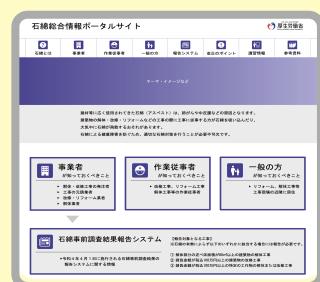
事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索



石綿事前調査結果報告システムの運用開始前に ユーザーテストを実施します

システムの運用開始(3月中を予定)に先立ち、実際のシステムを使用して操作に慣れていただくためのユーザーテストを実施します。事業者のみなさまの積極的なご参加をお願いします。

参加者

石綿事前調査結果報告システムを利用予定のすべての方

費用

無料

※石綿事前調査結果報告システムの利用にかかる通信費用及び
GbizIDの登録に必要な書類取得等にかかる費用は、事業者の負担となります。

テスト期間

2022年1月18日(火曜日) から 2月18日(金曜日) まで

※実施時期が変更となる場合があります。変更した場合石綿総合情報ポータルサイトでお知らせします。

URL

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

操作マニュアル

石綿総合情報ポータルサイト・環境省Webサイトに掲載

石綿総合情報
ポータルサイト<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>環境省
Webサイト<http://www.env.go.jp/air/asbestos/post 87.html>

ユーザーテストQ&A

Q 参加に必要なものは？

A GbizIDを事前に
取得いただく必要があります
ユーザーテストに参加するためには、本
運用時と同様にGbizIDが必要となり
ます。今回取得したGbizIDは、本運用
時にそのまま利用することができます
ので、早めに取得されることをお勧め
します。

Q どの機能が使えるの？

A すべての機能が使えます
ユーザーテストは、本運用時と全く同
じ環境で実施しますので、申請機能
以外にもすべての機能を利用いた
だき、操作を試していただくことが可能
です。

Q 実際のデータを使うの？

A 申請データは
架空のものでも構いません
実際の事前調査結果報告データを入
力・申請する必要はありません。実際
のデータを入力していただいても問題
ありませんが、ユーザーテスト終了後
にデータは消去されます。

Q データはどうなるの？

A 申請データは消去されますが
アカウントの設定は残ります
ユーザーテストにおいて入力・申請され
た申請データは、ユーザーテスト終了後
にすべて消去されます。ただし、ユーザ
ーアカウント(ID・パスワード・グループ
機能)に関する設定は、本運用にそのま
ま引き継がれます。

Q 動作不良がありました。どうすればよいですか？

A はじめに利用者マニュアル及びシステム上のFAQの確認を実施
してください。解決しない場合、問い合わせフォームよりヘルプ
デスクに問い合わせをお願いします。

問い合わせ対応に関しましては、テスト期間であることから全てのお問い合わせに
ついて回答することをお約束するものではなく、よくあるご質問については、操作マ
ニュアル修正やFAQの掲載に代えさせていただきます場合があります。ご理解をお願い
します。

ユーザーテスト・本運用のスケジュール(予定)

2022年1月18日(火)～2月18日(金)

2月下旬～

▼ 3月中(日時未定)

準備期間

ユーザーテスト

利用停止期間

本運用

ユーザーテストの開始までに、Gbiz
IDを取得されることをおすすめしま
す(テスト中でも取得は可能です)

ユーザーテストの期間中は、いつでも石綿事前
調査結果報告システムを利用してテストを行
うことができます ※メンテナンス等で利用不可となる場合があります

本運用に向けた準備のため、
ユーザーテスト終了後、いった
んシステムの利用を停止します

本運用の開始日時は、決まり次
第お知らせします

※スケジュールは変更される場合があります

建築物等の解体・改修工事の 石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！ 石綿事前調査結果報告システムの利用準備をお願いします

Point

1

2022年春から
制度が変わります

2022年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度がはじまります。

Point

2

報告はパソコン・
スマートフォンで

報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行っていただきます。

【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>



Point

3

事前の準備が
必要です

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「GビズID」を取得していただく必要があります。

システムでできること(一例)

新規
申請

電子申請を
おこなう

パソコン・スマートフォンをつかって、事前調査結果の報告を、労働基準監督署・自治体の窓口に出向くことなく一度の操作で行うことができます。

下書き
保存

テンプレート
をつくる

申請途中で一時保存するだけでなく、保存済み申請情報のよく使う項目（元方(元請)事業者、請負事業者）をコピーして、新規申請の作成ができます。

一括
申請

まとめて
申請する

「プライムアカウント（GビズID）」を取得していただくと、Excelを用いて複数の工事を一括でシステムに入力し、報告することも可能です。

資料
作成

申請情報の
活用

システムに入力したデータを活用して、事前調査結果の掲示用資料等を作成することができます。

事前に準備いただきたいこと

パソコン・スマートフォンの準備

パソコンまたはスマートフォンが必要です

端末



パソコン

スマートフォン
(タブレット)

OS

Windows / Linux
iOS (iPadOS) / Android OS

ブラウザ

Google Chrome / Safari
Internet Explorer など

電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまたはスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン（ガラケー）はご利用いただけません。

GビズIDの取得

どちらかのGビズIDの取得が必要です

gBizID プライム

- 新規申請・下書き保存
- 一括申請
- 支店・支社等の管理

おすすめ 支店がある大規模事業者
報告数が多い事業者

gBizID エントリー

- 新規申請・下書き保存
- ×一括申請
- ×支店・支社等の管理

おすすめ 報告数が少ない事業者
個人事業主

OR

ログインにはGビズIDを利用します。GビズIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要です。

GビズIDの取得はこちらから

gBizID <https://gbiz-id.go.jp/>



石綿障害予防規則に
関するお問い合わせ

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

大気汚染防止法に
関するお問い合わせ

環境省・都道府県/大防法政令市 大気環境所管部局

解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま

裏表紙に「元請業者、発注者、（R4.1）
一般の皆さま」もあります。

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの 改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶※は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。 ※船舶は鋼製のものに限り。以下、本資料において同様。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務です
- 建築物及び船舶の事前調査は、厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務です
- 一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査結果等を電子システム（スマホも可）で報告することが義務になります（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務です

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務です
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破碎等する工事は、作業場の隔離が義務です
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破碎等によらない方法で行うことが原則義務です

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務です

石綿対策の規制が強化されています

改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

***下線部が令和2年7月公布の改正省令による改正事項**



[参考]改正前の規制(石綿障害予防規則)

(レベル1建材のみ) 計画届の提出

(レベル2建材のみ) 作業届の提出

(全てのレベルで実施)

事前調査の実施、作業計画の作成、掲示、作業時に建材を湿潤な状態にする、マスク等の使用、作業主任者の選任、作業者に対する特別教育の実施、健康診断の実施

(レベル1・2建材)

作業場所を隔離し負圧を維持、集じん・排気装置の初回時点検、作業前の負圧点検

工事・作業別の規制内容の早見表

■工事開始前まで■

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存		●	●	●
事前調査に関する資格者要件		●		●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）		●※1	●※2	●※3
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）		●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）		●※4	●※4	●※4

※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 **総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る**

※4 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。
建設業・土石採取業以外の事業者にとっては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）■

主な規制内容	作業の種類	吹付石綿、保温材等の除去等	板第1種の破砕等	けい酸カルシウム	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示		●	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施		●	●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施		●	●	●	●	●
作業場所の隔離		●	●	●		
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認		●				
作業時に建材を湿潤な状態にする		●	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用		●	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示		●	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示		●	●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存		●	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存		●	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施		●	●	●	●	●

規制内容の詳細・解説

工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

- 工事対象となる全ての部材について事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

- ◆「目視」とは、単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
 - ・その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- ◆以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい
 - ・過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
 - ・インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
 - ・着工日が平成18年9月1日以降であることの確認
- ◆以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要
 - ・木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
 - ・工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
 - ・現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
 - ・石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

■事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

◆建築物の事前調査を実施することができる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

◆船舶の事前調査を実施することができる者

- ・ 小型船造船業法に基づく主任技術者や建築物石綿含有建材調査者等であって、石綿や船舶等に係る一定の教育を受け修了考査に合格した者（別途告示で定める予定）

◆分析調査を実施することができる者

- ・ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

令和3年4月1日施行

■調査結果の記録は、3年間保存する必要

■調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

◆調査結果の記録項目

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・ 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

報告対象工事・報告内容

◆報告が必要な工事

① 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

④ 総トン数が20トン以上の船舶の解体工事・改修工事

◆電子システムで報告が必要な内容

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・ 事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の新築等工事の着工日、構造の概要
- ・ 床面積（建築物の解体工事）または請負金額（建築物の改修工事、工作物の解体又は改修工事）
- ・ 石綿作業主任者の氏名
- ・ 事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・ 作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

◆報告の方法

- ・ 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・ 平成18年9月1日以降に着工した工作物、船舶について、同一の部分定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

令和3年4月1日施行

- 隔離場所の集じん・排気装置に、設置場所など何らかの変更を加えたときにも、排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検する必要
- 作業中断時にも隔離場所の前室が負圧に保たれているか点検する必要
- 除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者による取り残しがないことの目視による確認が必要

◆負圧の点検は、作業開始前に加えて、作業中断時に作業者が集中して前室から退出するタイミングで実施する必要

※作業中断時とは、休憩等で作業を中断した時や何日間か継続する作業において最終日以外の日の作業を終了した時をいう

◆取り残しがないことの確認ができる資格者

- ・除去作業の石綿作業主任者
- ・事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

◆取り残しがないことの確認は、分析等は不要

石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制 令和3年4月1日施行

石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

◆作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

◆高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要

成形板等の除去工事に対する規制 令和2年10月1日施行

■石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破砕等以外の方法による必要（技術上困難な場合を除く）

■けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破砕等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

※作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

◆技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

◆切断・破砕等以外の方法とは：

ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなどをいう

建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置

令和3年4月1日施行

- ・石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努める必要

◆湿潤な状態にする方法には：

散水による方法、固化剤を吹き付ける方法のほか、剥離剤を使用する方法も含まれる

◆発散防止措置には：

除じん性能付き電動工具の使用以外に、作業場所を隔離することが含まれる

写真等による作業の実施状況の記録 令和3年4月1日施行

■ 3年間保存すべき記録の内容・記録方法

◆以下の内容が確認できるよう写真等により記録し、3年間保存する必要（⑥は文書等による記録で可）

- ①事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況
- ②隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況
- ③集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況
- ④作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）
※同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要
- ⑤除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況
- ⑥作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間

◆記録は、写真のほか、動画による記録も可能

撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要

労働者ごとの作業の記録項目の追加 令和3年4月1日施行

40年の保存義務がある労働者ごとの作業の記録に追加が必要な項目

◆事前調査結果の概要

6 ページ目の「電子システムで報告が必要な内容」と同様

◆作業の実施状況の記録の概要

写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡潔な記載による記録

建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、 リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿対策の規制が強化されています

発注者の皆さま

解体・改修工事を発注する場合（個人宅含む）、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務づけられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること

・工事の費用（契約金額） ・工期 ・作業の方法

【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります

- 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること
- 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること

元請事業者の皆さま

- 解体・改修工事の元請業者は、労働安全衛生法第29条から第32条に定める元方事業者の講ずべき措置等を行う必要があります
- 石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査結果について、複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が協力会社に関する内容も含めて、所轄労働基準監督署に電子システムにより報告する必要があります（令和4年（2022年）4月以降に着工する工事から対象）

所有者（オーナー）等の皆さま

上記の他、建築物等に吹き付けられた石綿等の損傷・劣化等による石綿ばく露防止対策についてご理解をお願いします

石綿総合情報ポータルサイトのご案内

石綿対策についての情報をWEBで提供しております。どうぞご活用ください。

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

石綿ポータル



厚生労働省

千葉労働局・管内労働基準監督署

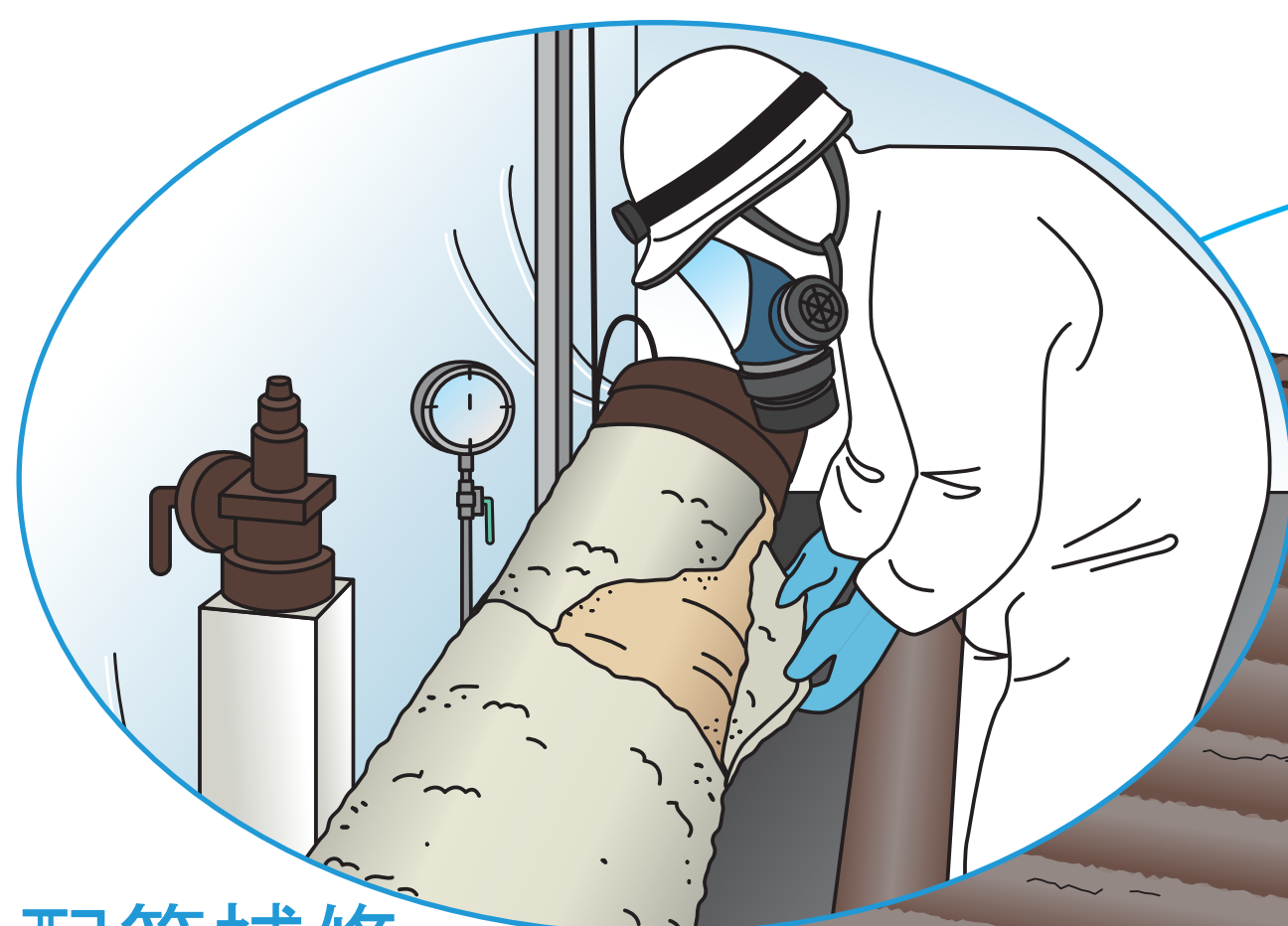
その工事、 「石綿」が含まれて いませんか？



内装工事



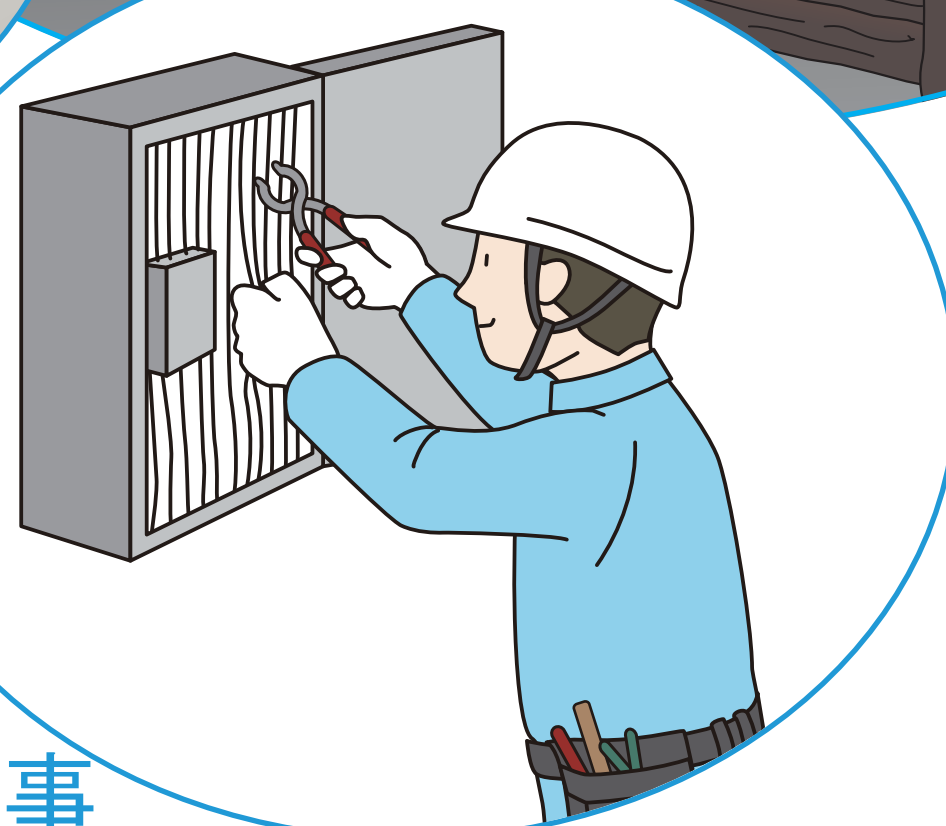
風呂リフォーム



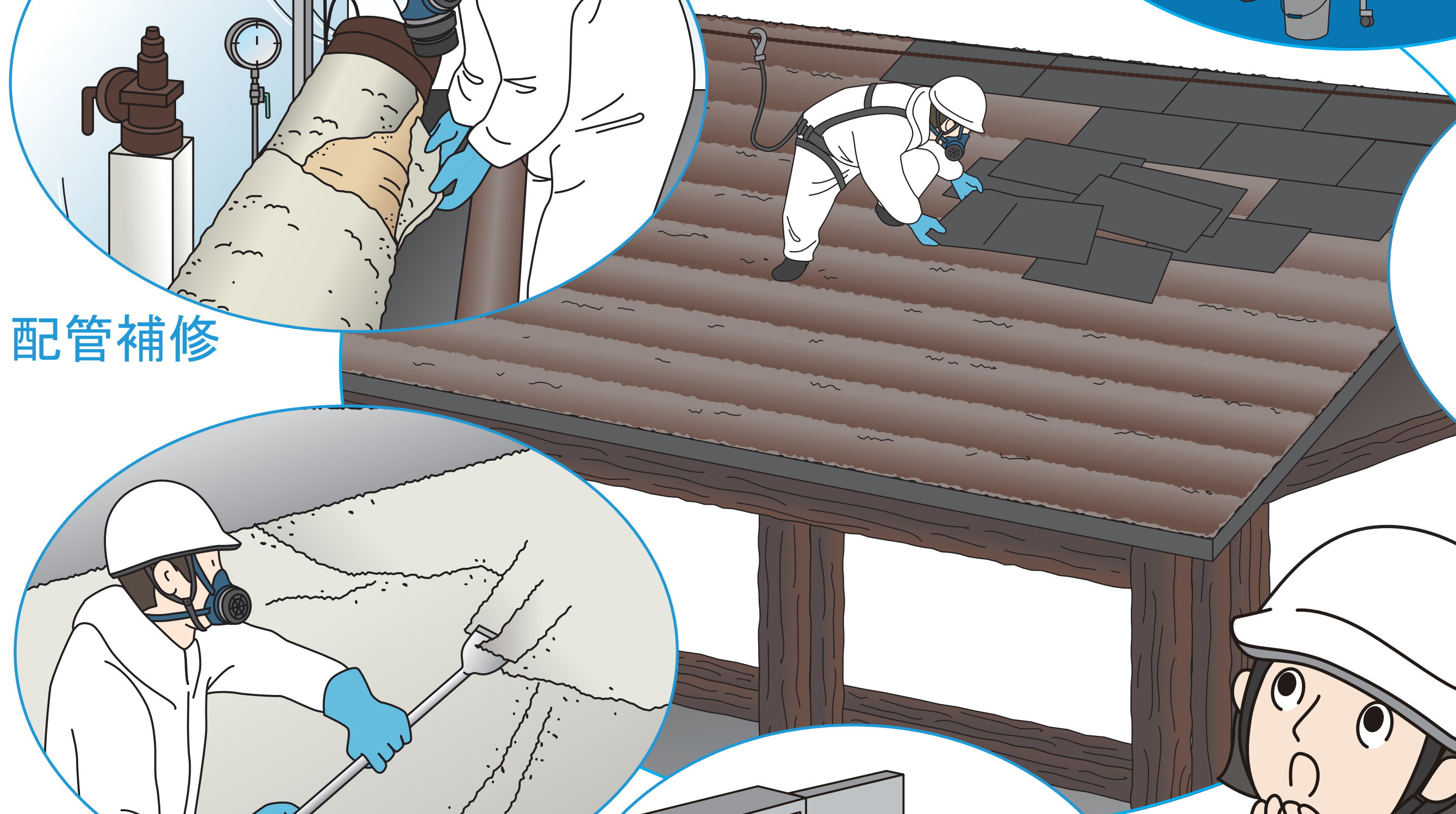
配管補修



外壁補修



電気設備工事



解体工事



石綿（アスベスト）の有無の「事前調査結果の報告」が義務化

全ての建築物、特定の工作物の一定規模以上の解体・改修工事は、2022年4月1日着工の工事から原則全数が報告対象となります。

報告用Webシステムをご活用ください

（石綿事前調査結果報告システム：2022年3月公開予定）

事前調査結果は、施工業者（元請事業者）から労働基準監督署と自治体の両方に報告が必要です。報告用Webシステムを使用すると、パソコン、スマホから24時間いつでも報告ができます。

※2022年3月（予定）のシステム公開までは、案内ページにリンクします（報告対象工事も確認できます）。



石綿事前調査結果報告システム

検索

工事発注者・個人の皆さまへ

建物や家などの解体、リフォーム、各種設備工事、修繕時には、法令に基づく石綿の事前調査が施工業者に課せられています。これらの工事を発注する際は、石綿の事前調査や施工費用が適切に計上されていることを確認してください。厚生労働省では、発注者の皆さま向けの情報も発信しています。



石綿総合情報ポータルサイト

検索